

第24回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成29年6月6日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

大友徳章，門脇琢也，窪木稔，小棚木均，齊藤顕，辻有希子，丸野内真理子，
山本尚子，渡部厚子

（説明者）

泉主任書記官，富樫主任家庭裁判所調査官

（事務局）

住澤事務局長，古積次席家庭裁判所調査官，安達首席書記官，内山事務局次
長，鈴木総務課長，山方秋田検察審査会事務局長，星総務課庶務係長

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「調停事件における安全確保について」

（ア）基調説明

泉主任書記官が「秋田家庭裁判所の調停事件における安全確保につい
ての現状等」について説明した。

（イ）意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「少年審判手続における教育的措置について」

(ア) 基調説明

富樫主任家庭裁判所調査官が「秋田家庭裁判所の少年審判手続における教育的措置についての概要等」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(5) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(6) 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，□は説明者の発言)

1 調停事件における安全確保について（議事4の（4）のアの（イ））

- 調停の相手方にも「進行に関する照会回答書」を送付しているようだが、中には裁判所に回答書を返送しない相手方もいるのではないか。その場合はどのように対応するのか。
- 安全確保の必要性についての情報収集であるが、暴力等があった場合、本人から関係機関に相談等がされている事案では、危険性について一定の整理がされているものとする。しかし、そのような相談等もなされず、本人が手続に不慣れなケースもあるのではないか。裁判所においても、照会事項にあるような内容についての丁寧な説明や教示、安全確保の対応を引き続きお願いしたい。
- 回答書が送付されないケースはほとんどないという認識であるが、仮に送付されない場合でも回答を催促するような扱いはしていない。回答がない場合、最初の調停期日の冒頭に、調停委員が相手方から照会書にある照会事項について口頭聴取して内容を記録することになっていることから、一定の情報は得られている。
- ◎ 一般的には申立人から相手方についての情報があることが前提にあることから、相手方からの回答の有る無しに関わらず安全確保についての必要な対応を行っている実情にある。
- 最近の傾向として、暴力というより「付きまとい」とかの行為に不安を感じている事例も多いのではないかと思われる。「照会回答書」でもそのような内容を照会事項に加え、回答するための欄を設けた方がより記載しやすいのではないか。
- 「照会回答書」の回答内容について、相手方も目にするのではないかとい

うことが気掛かりで、正直に記載することを躊躇する申立人がいると思われる。「照会回答書」に「相手方には見せない」ことを表示した方が良いのではないか。

- 「照会回答書」記載の法律用語について、一般の人はわかりにくいのではないか。
- ◎ 進行に関する照会については、手続説明の段階から事案に応じて情報の非開示に関することを含め、用語についてもわかりやすい説明を心掛けているところであるが、御意見も参考にして更に検討したい。
- 相手方の暴力等について、保護命令が出ていないか等、内容がなかなか把握できないような場合はどのようにして把握につとめるのか。
- 婚姻関係又は準婚関係に関わらず、夫婦間の暴力については、特に保護命令の関係の情報も重要であることから、関係部署とも連携し、できるだけの情報収集をして対応している。
- 調停期日の指定や当日の対応についてであるが、当事者は裁判所に来るだけでナーバスになっていると思われ、調停待合室等の環境を含めて気持ちを和らげる配慮が必要と思われる。
- 公共の施設等の待合室等には、テレビやDVD視聴、雑誌類を整備しているのが一般的かと思われる。
- 待合室は同時に複数の人が利用することでも良いと考えるが、書類の確認や閲読、記載をする場合もあり、他人の目を気にしないで個別に閲読できるような配慮、例えば間仕切りで仕切られているような設備があると助かる。男女別に分けるかどうかについては、分ける方が落ち着く事案（離婚等）もあるかもしれないが、やはり事案によるのではないか。
- 「付きまとい」「待ち伏せ」とかは、調停が始まってからも大きな不安であり、調停期日終了後の帰路に際して問題は生じていないのか。
- 相手方の中には、調停を申し立てられただけでも怒っていて、申立人の後

姿を見ただけで感情が高ぶり問題が起きることも考えられ、期日における接触についての危険性については十分な配慮が必要である。

- 裁判所の待合室等には雑誌類を置いているほか、部屋に観葉植物や絵画を設置して少しでも気持ちが和らぐようにしている。また、出頭した際に、双方同席のうえ、それができなければ個別に当日の予定、時間の割振り等を説明して待ち時間の間の不安解消に努めている。期日開始から終了まで、終了後から帰路につくまでの安全について、これまで特に問題事例はなかったが、今後も十分な確認・配慮をしていきたい。
 - ◎ 裁判所によっては、面会交流等に関するビデオを見られるようにして、両親に調停への理解を深めてもらっている庁もあるようである。期日での対応に関して、期日指定のあり方や当事者の安全確保、当事者のプライバシーに関する対策等、配慮すべき点や施設整備の在り方などの参考にさせていただきたい。
 - 心身に不安を抱えている場合、裁判所に来てから急に過呼吸になったりふらついたりするケースがあるが、その辺について裁判所の態勢はどうなっているのか。
 - 勤務する施設には医務室を備えていないこともあり、心身に不安を抱えている可能性が考えられる場合は、来庁されたときから様子を見ながら注意を払っている。重篤な場合は救急車を呼ぶ場合もある。
 - 家庭裁判所に医務室はあるが、医師や看護師が常駐している訳ではない。しばらく安静にしても身体的状況が回復しないときは、関係部署等とも相談しながら救急車を呼ぶことも検討することになる。気分が優れない時は気軽に声掛けをして欲しいと考えている。
- 2 少年審判手続における教育的措置について（議事概要4の（4）のイの（イ））
- 少年の一般保護事件は、初犯が減少し、再犯の割合が増加傾向にあるが、それに伴い「不処分」や「審判不開始」の決定比率が下がってきているのか。

- 不処分、審判不開始の比率がとりわけ下がってきているとは考えていない。
- 家庭裁判所の教育的措置は、不処分や審判不開始決定の場合、具体的にはどのような少年に対して行われているのか。
- 調査の段階においては、事案が比較的軽微で初犯の少年に対して行う例が多い。
- 教育的措置の目的として「否定的自己イメージの修復」とあるが、非行を犯したから否定的な自己イメージを持つのか、否定的自己イメージを持ちやすい人が非行を犯している傾向にあるのか。
- 基本的には後者と考える。家庭内に居場所がないとか自分は期待されていないと思込んでいるケースが多い。補導委託先からの指導や介護を受ける老人や障害のある人との触れ合いを通じて、否定的イメージの修復を図っている。
- 少年本人に対する補導委託等の教育的措置のメニューはいろいろあるようであるが、少年の両親や家族への支援はあるのか。
- グループワークを少年グループと保護者グループに分けて行うことがある。保護者グループには、手続の概要等を説明し、「今親として」という最高裁が作成したDVDを視聴してもらい、親としての責任を啓発している。また、少年に対して実施した性格テストを保護者にも少年になり切って取り組んでももらい、少年が思っている自己像と保護者が思っている少年像のずれを感じてもらおうなどの工夫をしている。
- 教育的措置について、少年は理解してくれているのに保護者である親になかなか理解してもらえていないという例が少なくない。少年の更生は親の更生でもあるが、親の理解がないのが残念である。
- 少年が家庭に戻っても家庭がしっかりしていない、きちんとした対応ができない親、保護者がいるのが実情ではないか。親子で参加する取組に出ない親をどうするのか考えなければならない。
- 教育的措置のプログラムである「切手整理活動」は効果があるのか。少し

時代遅れではないか。

- 「切手整理活動」であるが、一定の作業をするほどの量の切手があるのか。切手の量があり、それなりの作業が確保できることで集中力がつき、達成感につながるということなのか。少年等にはその辺をどのような説明をしてやらせているのか。
- 子供の頃切手少年だった者からすると、たくさんある普通切手の中には記念切手も入っていて、きれいな図柄などを見たりしながら、「これは何の記念切手だろう」等と話し合い、楽しみながらやるきっかけにもなって話が広がることも考えられ、グループワークにおける相応の効果もあるのではないかと。
- 切手整理活動にあたっては、効果を考慮したグループ分け等も考えているのか。
- 切手整理活動は、使用済み切手を封筒から切り出すボランティア作業であるが、少年・保護者、ボランティアの学生と一緒に話をすることが主眼で、和気あいあいとやっている。切手は作業に使用することに支障のない不要な封筒等に貼ってあるもので相応の量はある。ただ、たくさんやるというより、本来の目的であるしよく罪意識や自己有用感を持たせることのほか、保護者や他の人（ボランティア）と話したりしながら共同作業したりすることによる良い影響など、副次的な効果があるものとする。グループは3ないし5人程度で、少年達より少し大人の大学生ボランティアも必ず加わっている。
- ネットワークを介する非行は当事者間意識が薄いことに問題がある。オレオレ詐欺の受け子でも、ネットで募集をかけ、顔も見えない相手から言われるがまま指示され、しかも被害者ではなく指示されたロッカーに受け取りに行くなど、全て人と会わずにやっている。人とのつながりが希薄になって、自分が悪いことをしている感覚がない。人と会わず、触れ合わず、顔も見な

いで自分がやっていることでどんな影響があるのか、生身の人間がその中に、あるいは向こうにあるということを気付かせる働き掛けが必要ではないか。最近、架空の世界、本当に2次元の世界で生きているような少年も見受けられる。人は一人では生きていけない、社会は生きた人間で構成されている、自分も相手・被害者も生きていて生活があるということを気付かせるような、2次元から3次元に戻してやる方向での働き掛けも必要ではないか。

- 家庭に問題があるから罪を犯してしまったところを考えると、保護者の両親から何かしらの感想を聞くのではなく、親が子供と一緒に何かをするといのはどうか。二泊三日とかの短期でも、親子で何かしらをしたことによりコミュニケーションが生まれたり、同じ時間を過ごしたからこそ少し歩み寄れたりすることがあるのではないか。補導委託先の一般家庭での経験をするものの効果もあるのかもしれないが、それでは改善しないこともあるのではないか。
- 補導委託先としては、若者を雇用している事業主さんへ呼び掛け、引き受けてくれる場所があれば、直接行って説明、理解してもらえるようお願いするのはどうか。
- そのような場所があれば、直接伺って説明を行いたいと考えている。
- ◎ 昨年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律が施行」され、この中には、少年の再非行防止、犯罪対策における施策に関しての基本理念が定められている。非行少年であった者の早期の立ち直り、善良な社会の一員として自立し、更生することを助けるため、専門機関や学校、家庭、地域社会等と連携した指導や支援を受けられるよう対策を講じていくことが求められている。

【全体終了】